

魚津市公告第51号

魚津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を、当該農業振興地域整備計画の変更を行おうとする理由を記載した書面を添えて次により縦覧に供する。

魚津市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について、次により市に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書については、当該農業振興地域整備計画の変更を行うときに、その要旨及び当該意見書の処理の結果を同法第12条第1項の規定により公告する。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に次により市にこれを申し出ることができる。

令和3年8月31日

魚津市長 村椿 晃

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和3年8月31日から令和3年9月30日まで
 - (2) 縦覧場所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業建設部農林水産課内
- 2 意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項
 - (1) 提出先 魚津市役所産業建設部農林水産課
 - (2) 提出方法 意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。
 - ア 意見書提出人の氏名又は名称及び住所
 - イ 意見書提出に係る魚津農業振興地域整備計画の変更案
 - ウ 魚津農業振興地域整備計画の変更案に対する意見
 - エ 意見書提出の年月日
 - (3) 提出期限 令和3年9月30日（縦覧期間満了の日）
 - (4) 注意事項 提出する意見の対象は、魚津農業振興地域整備計画の変更案に係るものであること。

3 異議の申出先、申出方法、申出期限及び注意事項

(1) 申出先 魚津市役所産業建設部農林水産課

(2) 申出方法 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(3) 申出期限 令和3年10月15日（縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日後）

(4) 注意事項

ア 異議の申出ができる者 農用地利用計画の変更案において農用地区域としている区域内の土地の所有者であるか、又はその土地に関し法律上保護される権原（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等をいう。）を有している者

イ 異議申出の内容 農用地利用計画の変更案の内容全般について行うことができる。